

無料検査FAQ

R4.12.15 栃木県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局

【基本事項】

Q 無料検査はどこで受けられるのか。

A 県HPで公表している検査拠点において受けられます。

Q ホームページに載っている薬局等で検査を受けたい。どうすればいいか。

A リストに記載の電話番号から直接お問い合わせください。

Q 近くに検査拠点が無い。どうすればよいか。

A 無料検査を行えるのは県HPに掲載している検査拠点のみですので、そこで検査を受けてください。

Q 無料検査はいつでも受けられるのか。

A 検査拠点によって無料検査を行っている曜日や時間が異なるため、直接検査拠点に確認してください。

Q 「検査拠点一覧」の検査種類欄に記載されている「PCR等」「抗原定性」とはどういう意味か。

A 「PCR等」とは、PCR検査を含む核酸増幅法という手法によって行われる検査です。「抗原定性」とは簡易キットによる検査です。

Q PCR検査を受けたいが、どこで受けられるか。

A 「検査拠点一覧」の検査種類欄に「PCR検査等」と記載されている検査拠点で受けられます。
なお、ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査は、原則として抗原定性検査となります。

Q 検査の結果はすぐにもらえるのか。

A 抗原定性検査（簡易キット検査）の場合は、一般的に検体採取から30分程度で検査結果が出るため、さほど時間がかからずに結果が出ます。
PCR検査等の場合は、検査の実施を検査拠点が外部に委託している可能性があるため、検査拠点によって結果が出る時間が異なります。
また、検査拠点の混雑状況によっても左右されるため、詳しくは検査拠点に直接お問い合わせください。

Q 無料検査で陽性となったが、かかりつけ医がいない。どこで診療してもらえるか。

A 診療・検査医療機関一覧を御確認ください。

受診の前に必ず医療機関に電話予約し、無料検査で陽性になったこと・検査の種類（「検査結果通知書」の検査方法欄に記載）を伝えて下さい。移動の際はマスクを着用し、公共交通機関を避けてください。

なお、15歳から64歳までの方は、とちぎ健康フォローアップセンターへの登録も可能な場合がありますので、県HPをご覧ください。

- Q 検査結果が返ってこない。
A 検査を実施した薬局等へ直接お問い合わせください。

【ワクチン・検査パッケージを利用するための検査を受けられる対象について】

- Q ワクチン・検査パッケージを利用するための検査は誰が受けられるのか。
A 飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うに当たり、陰性の検査結果を必要とする方のうち、オミクロン株対応ワクチン接種未了で無症状の方が対象になります。

ただし、対象者全員検査や高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、オミクロン株対応ワクチン接種完了者であっても定着促進事業による検査を受検する必要がある場合には検査を受けることが可能です。オミクロン株対応ワクチン接種が完了した方は、受付時に、検査が必要な事情を証する書類等を確認させていただきます。

- Q 抗原検査とPCR検査を選べるのか。
A ワクチン・検査パッケージを利用するための検査は原則「抗原定性検査」により実施することとしています。

ただし、次のいずれかにあてはまる場合はPCR等検査を受けることが可能です。

- ・受検者が10歳未満である
- ・高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定される

- Q 職場から勤務するために検査を求められているが受検することは可能か。
A 勤務する企業や学校からの指示で検査を希望する場合や、企業の福利厚生として希望する場合は「対象外」となります。
ただし、出張先や訪問先から検査を受けることを求められた場合などは「対象」となります。

【感染拡大期における検査（一般検査）を受けられる対象について】

- Q 一般検査の対象に年齢制限はあるか。
A ございません。

- Q 一般検査は誰が受けられるのか。
A 無症状かつ感染不安のある栃木県在住の方です。

- Q オミクロン株対応ワクチン接種済みだが検査は受けられるのか。
A 受けられます。

- Q 栃木県に住んでいるが住民票は県外にある。栃木県で検査は受けられるか。
A 公共料金の請求書などで栃木県に住所があることを確認できれば受けられます。

- Q 他県から栃木県に通勤（または通学）している。栃木県で一般検査は受けられるか。
A お住まいの都道府県で検査を受けてください。

Q 検査の回数制限はあるのか。

A 回数制限はありません。ただし窓口で検査を受ける理由をお尋ねする場合があります。

Q 職場から勤務するために検査を求められているが受検することは可能か。

A 勤務する企業や学校からの指示で検査を希望する場合や、企業の福利厚生として希望する場合は「対象外」となります。

ただし、出張先や訪問先から検査を受けることを求められた場合などは「対象」となります。
なお、出勤するにあたり任意で検査をする場合も感染拡大期における検査（一般検査）において、「対象」となります。

【濃厚接触者】

Q 保健所から「あなたは濃厚接触者です」と言われた。無症状だが検査は受けられるか。

A 濃厚接触者には外出を自粛いただいています。無料検査のための外出はお控えいただき、症状が出た場合は医療機関を受診してください。

Q 陽性者の同居家族だが、まだ保健所から濃厚接触者とは言われていない。無料検査を受けてもよいか。

A 基本的に陽性者と同居されている方は濃厚接触者として特定されることとなります。濃厚接触者と認定された方は無料検査の対象となりません。

Q 身近な人が濃厚接触者になってしまった。無料検査は受けられるか。

A ご本人が濃厚接触者（または職場や学校等から陽性者と「濃厚に接触した者」と特定された者）ではなくかつ無症状であれば受けられます。

Q 発熱等症状があるが医療機関で検査をしてもらえなかったので無料検査を受けたい。

A 症状がある場合は無料検査の対象とはなりません。また、検査を実施するか否かについては医師の判断となります。

【証明書関係】

Q 陰性証明書がほしい。

A 無料検査の結果通知書は医師の発行する陰性証明とは異なります。

仕事などで陰性証明が必要な場合は、無料検査で発行する結果通知書でも構わないか、勤務先等に御確認ください。

陰性証明書は、有料での発行となりますのでお近くの医療機関へお問い合わせください。

【その他】

Q 自分の住んでいる市町村には検査拠点が無い。どうすればいいのか。

A お住まいの市町村外でも検査を受けることができます。

Q 9月1日以降に経済社会活動を行うにあたり検査結果通知書を求められた場合は検査を受けることができるのか。

A 感染拡大期における検査（一般検査）の中で検査を受けることが可能です。